

2022年度予算が承認されました 健康保険料率と介護保険料率が引上げとなります

2022年2月17日(木)に「第210回組合会」が開催され、2022年度の予算と事業計画が承認可決されましたのでお知らせします。

■ 財政状況と保険料率

◆ 2021年度の財政見込みは、コロナ禍による影響を織り込んだ予算とほぼ同額！
しかし、少子高齢化による日本の構造的な問題により、料率の引上げが避けられません！！

○ 2021年度の健保組合財政は、コロナ禍による保険料収入の減少と、国に納める高齢者医療制度の納付金のため、4億円超の赤字の見込みです。これは過去最高の赤字額で、積立金を取り崩して対応しますが、積立金に余裕がなくなり、健保組合財政の悪化が加速しました。

◆ 健康保険料率は1.0%、介護保険料率は0.2%引上げ！

○ 当健保組合の健康保険料率は2003年度から8.0%と、他の健保組合と比べても低いレベルを維持し、赤字分は積立金を取り崩して対処してきました。しかし医療費や納付金の増加により、現行の保険料率では、健保組合の運営が困難になるため、2022年度から1.0%引上げて、9.0%とさせていただきます。

○ 介護保険料率は、国から通知される介護納付金を支払うために設定しますが、これも0.2%引上げて、1.8%とさせていただきます。

◆ 保険料率引上げ後も、全国平均と比べ低い水準！

○ 保険料率引上げ後においても、当健保組合の保険料率は、全国の健保組合の平均を下回っていますが、保険料率の引上げは、加入者の皆さまと事業主(会社)の負担増を伴います。

しかしながら今回の引上げは、健保組合が皆さまの医療費を給付していくため、また健康増進事業を通じて皆さまの健康を支えていく役割を担っていくために、避けることができません。ご理解いただきますようお願い申し上げます。

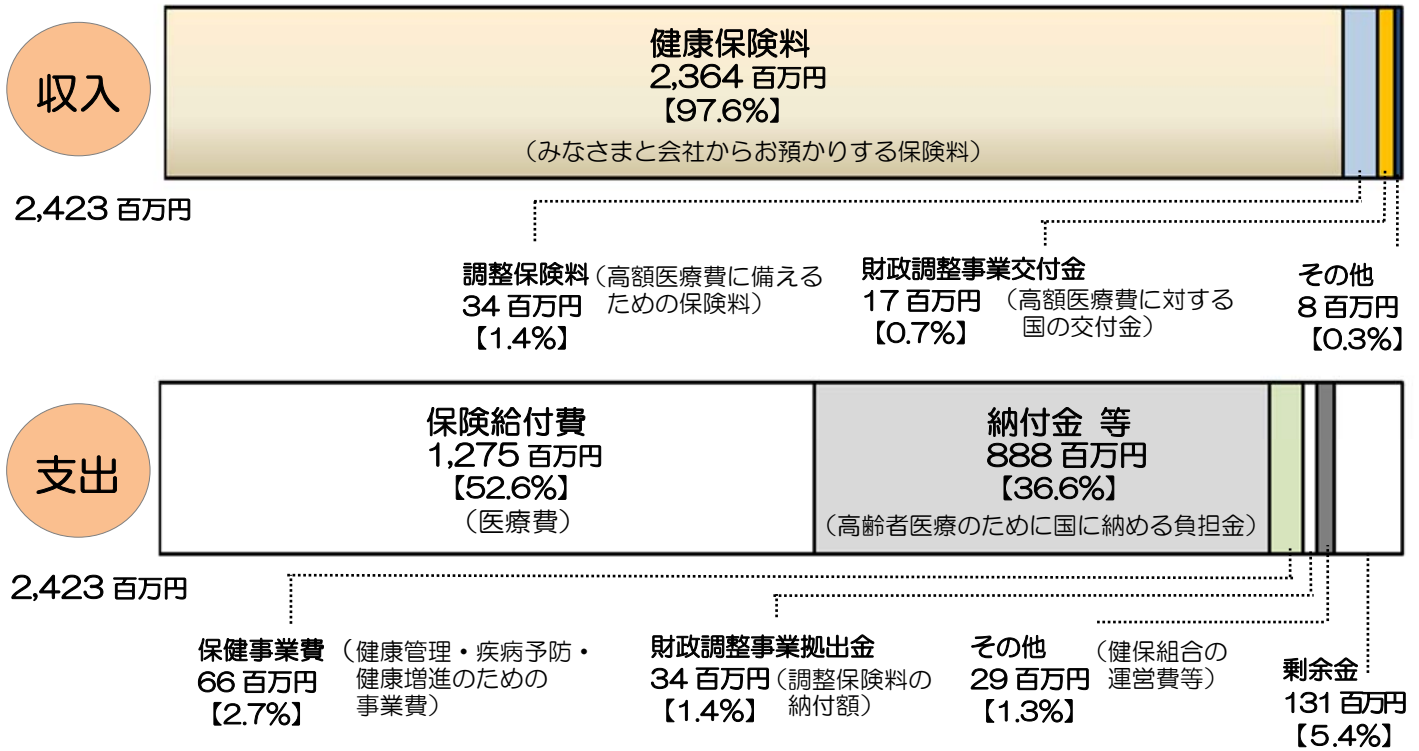
■ 新保険料率及び現行の保険料率

	2022年度	2021年度			
	新保険料率	オークマ健保(現行)	愛知県の健保平均	全国の健保平均	協会けんぽの全国平均
健康保険料率	9.0% (事業主 5.4% 被保険者 3.6%)	8.0% (事業主 4.8% 被保険者 3.2%)	9.30%	9.23%	10.00%
介護保険料率	1.8% (事業主 0.9% 被保険者 0.9%)	1.6% (事業主 0.8% 被保険者 0.8%)	1.82%	1.77%	1.80%

【実施予定時期】2022年4月分(5月徴収分)から

2022年度の健康保険の収入支出予算の概要

※ 金額は百万円未満を四捨五入で表示



事業計画 (保健事業)

◆ 2021年度の保健事業を継続実施します。

今後の医療費の増加抑制につながる保健事業に重点を置き、新型コロナウイルス感染防止対策をとった上で、2021年度の保健事業を継続的に進めます。

◆ 脳ドック！毎年受診できます！！

現在、40歳以上の加入者の方に対して、3年に1回、脳ドックの受診補助を行っています。(受診補助:12,000円の自己負担で受診)

2022年度から脳血管疾患の予防の推進のため、3年に1回の制限を外し、**毎年度受診補助を受けられる**ようにし、受診機会を増やします。(毎年度:4月から翌年3月までの1年間)

脳ドックの受診方法につきましては、当健保組合のHPをご確認下さい。



◆ 子宮頸がんの郵送健診を再開します！

中断していました「自己採取による子宮頸がんの郵送健診」を再開します。詳細につきましては、秋発行の健保ニュースでお知らせの予定です。

なお、病院で実施する子宮頸がん検査に対する費用補助は、随時実施します。



◆ 体育奨励の補助を中止します！

新型コロナウイルスの感染防止対策の一環として、下記の体育奨励の補助事業を中止します。

【中止する事業】

- ① 海・山の家利用補助 (旅行補助)
- ② 長島施設 (湯あみの島・ジャンボ海水プール) の利用補助券配布
- ③ 健康ウォーク (春・秋)



病院の受診もスマートに！

お医者さんの受診も賢く…

皆さんの負担の削減にもつながります！！

お医者さんに行くとき・・・ 安くできるかも・・・

病気やけがで医療機関の診療を受けるとき、少しの工夫で医療費を少なくできる場合があります。皆さんが窓口で支払う3割の自己負担の削減にもなります。

医療費の残り7割は健保組合が支払っていますので、皆さんの医療費の削減が健保組合の財政健全化につながり、他の保健事業を行うことができることにもつながります！

少しでも医療費を増やさないため、まずはできることからご協力をお願いします。

休日や夜間の診療は控えましょう

「夜は待ち時間が短いから」などの理由で、安易に夜間や休日に救急医療機関を受診する方が増えています。

診療時間外に受診する場合は、医療費が高く設定されています。

緊急の時以外は診療時間内に受診しましょう。



子どもを病院に連れていくか迷ったときは・・・

医師・看護師等から症状に応じた対処の仕方等のアドバイスを受けられます。

**こども医療
電話相談
#8000**

お住まいの都道府県の相談
窓口へ自動転送されます

**オークマけんぼ
健康相談24**

0120-769-556

委託先：ティーベック(株)

かかりつけ医をもちましょう

風邪などの軽い病気であれば、大病院でも身近にある開業医でも治療内容はほとんど変わりません。

かかりつけ医は自宅に近く評判のよい開業医を選び、必要な場合は、かかりつけ医から適切な医療機関を紹介してもらいましょう。



いきなり大病院を受診すると特別料金が！

医療機関の役割分担を進めるため、紹介状を持たずに大病院を受診した場合、全額自己負担の特別料金が上乗せされる仕組みが導入されています。

200床以上の大病院に紹介状なしで
かかった場合、5,000円以上の特別
料金が上乗せされます。

(10月以降は7,000円以上となる予定)



ジェネリック医薬品(後発医薬品)を使ってみましょう

ジェネリック医薬品は、価格が先発医薬品の2～8割と安く、有効成分と効能は先発医薬品とほぼ同じです。

また、大きさや味・においの改善・保存性の向上など、飲みやすさが改善されたものもあります。

「ジェネリック医薬品希望シール」を保険証に貼っておけば簡単に意思表示ができます。(シールご希望の方は健保組合まで!!)



被扶養者の方が就職したら

ご注意！

扶養から外す手続きが必要です！！

被扶養者（ご家族）が就職・結婚したり、また収入が一定額を超える見込みになった場合は、健康保険の扶養から外す手続きが必要となります。被扶養者の資格がない人が被扶養者として健保組合に残っていると、医療費負担が増え、結果的に健康保険料の引き上げを招くことにもなります。

みなさんの大切な健康保険料を有効に活用していくためにも、次のような異動があった場合は、速やかに扶養から外す手続きをしていただきますよう、ご理解とご協力をお願いします！

こんなケースがあてはまります！

◆ 被扶養者が就職したとき



例えばこんな場合も

4月1日に入社し、すぐに就職先で健康保険証がもらえない場合！

入社時点で、当健保組合の資格はなくなります。

4月1日以降に、当健保組合の健康保険証は使用できません！！

◆ 被扶養者が結婚して相手の扶養に入ったとき



◆ パート等で1年間の収入が130万円以上継続して見込まれるようになった場合

（60歳以上及び障がい者は180万円以上）

※ 収入にはアルバイト収入、年金、恩給なども含まれます



◆ 被扶養者が死亡したとき

◆ 被扶養者がパート等の勤め先の健康保険に加入したとき



勤務先から保険証もらったけど・・・

◆ 被扶養者と離婚したとき

これらにあてはまるとき・・・

	事業所（会社）に勤務の方	任意継続の方
提出書類	・ 被扶養者（異動）届 ・ 対象の被扶養者の健康保険証	
提出先	各事業所の健保担当	オークマ健保組合
期限	異動が生じた日から5日	